

下記の表は、建築設備の代表的なものを例示しています。家屋と設備の所有者が同じである場合の参考としてください。

### ＜家屋と償却資産の区分の例示（家屋と設備の所有者が同じ場合）＞

設備の種類や取り付け状況等により、家屋と償却資産の区分が困難なものも考えられますので、詳細については、大阪市船場法人市税事務所固定資産税（償却資産）グループまでお問い合わせください。

設備の種類	設備の分類	償却資産の申告対象となるもの	家屋評価に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式（配線・配管を含む。）	—
	予備電源設備	蓄電池・発電機設備（配線・配管を含む。）	—
	中央監視制御装置	装置一式（配線・配管を含む。）	—
	動力配線設備	特定の生産または業務用の設備（工場等機械の動力源である動力配線）	家屋と一体の設備一式
	電力照明設備	屋外照明設備、特定の生産または業務用の設備（ネオンサイン、投光器、スポットライト等）	家屋と一体の設備一式、屋内照明設備、分電盤
	電話設備	交換機、電源装置等の装置	配線および配管
	拡声設備	マイクロホン等の機器類	配線および配管
	インターホン設備※	—	設備一式
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配線および配管
	TV共同聴視設備	ビル陰電波障害による別途設置設備	左記以外の設備一式
ガス設備		屋外配管	屋内配管、バルブ、排気筒
空調設備		壁掛型ルームエアコン	家屋と一体の設備一式
消火設備	屋内消火栓設備	ホースおよびノズル、消火器	消火栓等の設備
給水設備	給水設備	屋外に独立した給水塔	高架水槽、圧力水槽
運搬設備		ベルトコンベア、垂直搬送機	家屋と一体の設備一式
厨房設備 洗濯設備		顧客の求めに応じるサービス設備一式（百貨店、旅館、飲食店等）	サービス設備以外の設備一式
冷凍冷蔵設備		特定の生産または業務用の設備（業務用の冷凍・冷蔵設備（配管を含み、断熱材および防熱ドアを除く。））	—
機械駐車設備		自動車循環装置（立体駐車場）、安全装置、誘導装置、駆動用動力配線設備、駐車場機械設備（自動車管制装置は家屋の評価に含む。）	—
塵芥処理設備	塵芥焼却炉設備	焼却炉、煙突および煙道	ダストシュート
その他設備		袖看板、文字看板、避難器具、外構工事（門、塀、フェンス、植栽等）等	自動扉、ナースコール等

※ 平成26年1月1日以前に取り付けた親機、子機、集合玄関機は償却資産として取り扱います。

## 5 賃貸ビル等に附加施工された内装、造作、建築設備等について

賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方（テナント等）が、ご自身の費用により附加施工または譲渡等によって取得された内装、造作、建築設備等で事業の用に供することができる資産については、地方税法および本市市税条例により、賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方を所有者とみなし、その内装、造作、建築設備等を償却資産とみなして課税することとなります。

この場合、賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方が、当該附加施工した資産について償却資産（構築物等）として申告していただく必要があります。